

貸金 2 類型で無利息期間指定をする際の注意点について

貸金 2 類型で、指定された無利息期間と、利率変更により利率を 0 % にしたと主張する期間が重複する際に、計算書中に無意味な行が挿入される等の不具合があります。

無利息期間指定を使用される際は、同じ期間に利率を 0 % に変更した旨や、無利息期間最終日の翌日から元の利率に変更した（戻した）旨の利率変更の主張は不要ですので、無利息期間指定と利率変更の主張を併用しないでください。

なお、入力方法について御不明の点がありましたら、最高裁判所事務総局民事局第一課事件係（03-5215-2630）宛てお問い合わせください。